

神戸市行財政局税務部業務改革の推進支援業務 実施要領

(公募型プロポーザル)

1. 案件名称

神戸市行財政局税務部業務改革の推進支援業務

2. 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

本業務では神戸市行財政局税務部（以下、「税務部」という。）におけるBPRの支援、令和7年度までのロードマップ（税務行政手続きのスマート化（※）、税務業務のさらなる効率化を主な観点とする）の策定支援、さらには令和3年度に取り組む具体的な実施施策の提案を委託し、税務部の業務改革を推進していくことを目的とする。

（※）市民や事業者が行う申請や届出、報告等の手続きについて、

①電子申請や②WEBサイトを通じた郵送申請の支援、③申請内容の事前登録などの窓口滞在時間をできるだけ短くする取り組みと定義

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 事業規模（契約上限額）

金 4,000,000 円（消費税含む）

(4) 契約期間

契約締結の日から令和3年3月31日

(5) 履行場所

新長田合同庁舎（神戸市税務部）、その他委託業務の実施に関連する場所

※本市への常駐は不要

3. 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4. 応募資格

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと
- (3) 企画提案時において、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと
- (4) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと
- (5) 複数の事業者等により構成される共同体を構成する場合は、構成員全てが上記（1）～（3）に掲げる要件を全て満たしていること。
- (6) 委託契約書（案）に基づいて業務の一部を再委託する場合は、再委託事業者が上記（1）～（3）を満たすこと
- (7) 参加事業者から本業務の一部の再委託を受ける事業者は当募集に参加できない

5. 選定スケジュール

- (1) 公募開始：令和 2 年 11 月 16 日（月）
- (2) 質問受付締切：令和 2 年 11 月 24 日（火）
- (3) 質問に対する回答：令和 2 年 11 月 27 日（金） 予定
- (4) 企画提案書の提出期限：令和 2 年 12 月 4 日（金） 12:00 必着
- (5) 委託事業者選定委員会：令和 2 年 12 月 8 日（火） 予定
- (6) 選定結果通知：令和 2 年 12 月 10 日（木） 予定
- (7) 契約締結：令和 2 年 12 月中旬 予定

6. 応募手続き等に関する事項

(1) 質問の受付

提案にあたって質問事項のある場合は、質問書（様式 1）に記載し、11 月 24 日（火）までに下記「9. 問い合わせ、提出先」まで電子メールにより提出すること。回答は仕様書の追補とみなし、参加事業者全員に対して 11 月 27 日（金）に電子メールで回答する。

(2) 提案申請書類等の提出

ア. 提出期間

令和 2 年 11 月 30 日（月）～12 月 4 日（金） 12:00 必着

イ. 提出方法

郵送・宅配または持参により「9. 問い合わせ、提出先」宛に提出すること。郵送・宅配の場合は書留等受取記録が残る方法とし、提出期間内に提出先に到着すること。不慮の事故による紛失、遅配については考慮しない。持参の場合は、土日祝日を除く 9:00～12:00、13:00～17:00 の間に受け付ける。

ウ. 提出書類

下記①及び③～⑧の書類については正本各 1 部、②は電子データを提出すること。

①提案申請書（様式 2）

②企画提案書（様式自由） ※電子データ

- ・企画提案書は A4 版・両面印刷で 20 ページ以内（表紙・目次を除く）にまとめること。
- ・事業者（会社）名、ロゴマーク等提案事業者が類推されるような表現は含めないこと。

- ・企画提案書の必須記載項目は以下のとおりとする。
 - i.本業務に対する考え方、実施方針、提案のセールスポイント
 - ii.類似業務実績
 - iii.本業務にかかる実施体制・本市職員との連絡調整体制、実施計画
 - iv.本業務の実施方法、手法等
- ③見積額調書（様式 3）及びその明細書（様式自由） ※厳封のうえ提出すること。
- ④委任状（代表者以外の者が申請する場合のみ）（様式 4）
- ⑤会社概要（直近事業年度までの経歴・沿革・業績が分かる書類）任意様式
- ⑥誓約書（役員一覧）（様式 5）
- ⑦共同企業体結成届書（共同企業体で提案する場合のみ）（様式 6）
- ⑧委託業務推進体制図（共同企業体もしくは再委託をする場合のみ）（様式自由）

7. 選定に関する事項

(1) 選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

- ア. 本業務内容の理解度【10%】
- イ. 類似業務の実績【10%】
- ウ. 本業務の実施計画及び実施体制に対する評価【30%】
- エ. 個別業務の提案に対する評価【30%】
- オ. 見積金額評価点【20%】

(2) 選定方法

- ア. 本企画提案の審査については、神戸市行財政局税務部業務改革の推進支援業務委託事業者選定委員会が行い、その意見を受けて選定する
- イ. 選定委員は、審査基準に沿って企画提案書の審査を行うが、審査にあたっては参加事業者によるプレゼンテーションの実施を予定している。
 - ・開催日時：令和 2 年 12 月 8 日（火）予定
 - ・開催場所：新長田合同庁舎（税務部）
 ※詳細は、参加事業者に改めて連絡する。
- ウ. 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は価格点の最も高い者を委託予定者とする。
- エ. 提案事業者が 1 社であった場合には、評価点が 6 割以上であれば委託予定者とする。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア. 選定委員に対して、直接・間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ. ほかの参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ウ. 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ. 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ. その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに全ての参加事業者に通知する。

8. その他

(1) 提案に要する費用, 条件等

- ア. 企画提案書の作成に要する費用は、参加事業者の負担とする。
- イ. 採用された企画提案書は神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ. すべての企画提案書は返却しない。
- エ. 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ. 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- カ. 提案書提出後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

9. 問い合わせ、提出先

住所 〒653-8762 神戸市長田区二葉町5丁目1-32

神戸市行財政局税務部税制企画課 担当：内藤・福永・荒川

電話 078-647-9333

電子メールアドレス zeisei_kikaku@office.city.kobe.lg.jp